

## 第80回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成26年11月11日 午前9時30分～午前12時00分  
2 場所 JA全農さいたま 高砂ビル 401会議室  
3 出席者 委員名（敬称略）  
東守、梅崎薫、尾崎晴男、黒川文子、佐谷和江、松本泰尚、  
三角元子  
清水武信（左記は意見の開陳による出席）

※事務局 産業労働部副部長 加藤和男  
商業・サービス産業支援課課長 新里英男  
商業・サービス産業支援課副課長 飯塚清隆  
商業・サービス産業支援課商業担当職員3名

### 4 審議内容

県意見についての審議

#### (1) 新設

- 新設（5条1項） クスリのアオキ七本木店
- 新設（5条1項） （仮称）ケーズデンキ越谷弥十郎店
- 新設（5条1項） （仮称）ベルク熊谷銀座店
- 新設（5条1項） （仮称）カインズホーム鶴ヶ島店資材館

#### (2) 変更

- 変更（6条2項） カムイ熊谷原島店
- 変更（6条2項） ベスタ本庄
- 変更（6条2項） UNICUS川越
- 変更（6条2項） カインズホーム鶴ヶ島店
- 変更（附則5条1項） 矢作興産ビル
- 変更（附則5条1項） コモディイイダ安行店
- 変更（6条2項） 飯能シルクビル（サビア飯能）
- 変更（6条2項） カインズホーム蓮田店

### 5 傍聴人 2名

### 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

- (1) 交通について 10月23日（木） 尾崎晴男委員
- (2) 騒音について 10月28日（火） 松本泰尚委員

## 会議要旨（概要）

### 1 開会

### 2 議事

県意見についての審議

#### （1）新設

- 新設（5条1項）クスリのアオキ七本木

（事務局説明）

【委員】 前面に町道があり出入り口が二か所ある。右折での入店と退店があり、あまり積極的に推すものではない。交通量調査などの結果を見ると、交通量はそれほど多くはない。出入りに右折を使うのは、県警の判断もあると思うが大きな問題にはならないと思う。直線道路で見通しもよいことも良い方向に働くだらう。

周辺道路への影響の数値も、需要率が小さいことから大きな影響は出ないだろう。

【委員】 騒音について夜間の最大値の予測結果が軒並み基準を超えているが、夜間に車両が通ると多くの場合このようになる。特段この案件の騒音がひどいというものではない。現状の住居外壁で再予測すると基準を満たすので、大きな問題ではない。近隣に家が建つと問題が発生することも考えられるが、現状では問題ないと判断する。

【委員】 交通について、周辺にユニクスやベルクなど商業施設が立地している。それらの商業施設の道路と本案件の設置している町道203号との交差点には影響はないのか。

【事務局】 今回の届け出の中では、調査の対象になっていない。

【委員】 周辺の商業施設の来客者が利用する道路の影響は大丈夫なのか。

【事務局】 地元警察などを交えた交通協議により影響を調査しているので、問題ないものとする。

【委員】 住居と計画地の間は、現在では距離があいているが現況写真を確認したい。

【事務局】 追加資料の4番の写真の左側が店舗東側の状況である。

【委員】 用途地域が住居地域となっており、将来住居となることも考えられるのではないか。

【事務局】 考えられる。

【委員】 後から建てることになるので、出入り口3を避けて建てることになるだろうが、出入り口前だとうるさいかもしれない。

【事務局】 出入り口3は柔軟な運用のために作られたもので、出入り口1と2で来退店車両の処理が可能である。仮に店舗東側に家が建つ場合、夜間の運用制限などにより周辺環境への影響を避けることも可能と考える。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことよろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） ケーズデンキ越谷弥十郎店

（事務局説明）

注）本審議の際、緑地率に関する越谷市の指導を反映していない計画図面を使用したため以下の議論となった。なお駐車場部分についても市の指導に基づき緑化する計画であることが確認されていることを、念のため注記する。

【委員】 前面道路が県道であり、これに面した施設の立地となっているが、周辺は閑静な住宅街である。企業さんは敷地いっぱい建てる計画である。隔地駐車場と完全に隔てて、半分くらい用途地域が変わっていることも関係していると考えますが、県道側に建物を建て、隔地駐車場を作る。その間を仕切って、お客様は道路を通過して出入りさせるような、変則的な案件である。

交通面で考えると、たくさんのお客様がいらっしゃる北側からの入店は、北東の信号を右折させる誘導計画である。退店は、南側からいらっしゃる方々にはぐるっと、店舗の西側の住宅地の方を回らせる。あるいは、駐車場2を利用した場合、南西の押しボタン歩行者信号の交差点を右折させる誘導計画である。町道の自動車の交通量調査等を勘案すると、自動車に関する交通渋滞というものを惹起するようなことにはならないであろうと思うが、あまり望ましいものではないという印象である。住民の方々からの意見にあったが敷地南西のところに、歩行者信号、おそらく押ボタンだと思うが、これは今後配慮があってもいいのではないかと考える。つまりここを右折して帰る南側の住民の車もあるので、何か県道側の信号の設置案を考えるのは、今後必要になるかと考える。

まとめると、いらっしゃるお客様の車あるいは自転車等で、この周辺に交通渋滞等の影響を与えることはないであろうと判断した次第である。

交通問題に関して越谷市は、通学路についてなど安全意見を示している。住民の方々からも、歩行者・自転車の交通量調査の実施、交通整理員の常時配置、手押し信号についてなどである。これに対して事業者の回答が丁寧な対応をとっていないようにも受け止められるので、事業者に対しては、きちんとした対応を開業までと、開業後もやるべきだということを、何らかの方法で伝えたほうがいい。

【議長】 対応の具体的な内容について、もう少し言及されたい。何らかの対応をするようにというものだと、事業者の側にとっても抽象的かと思われる。

【委員】 交通面で申し上げますと、広域の問題はないだろう。事業地の周辺、近辺、近隣の問題である。具体的には、民家の敷地で切り欠いているが、ほぼ四角の敷地である。その周辺4か所がメインだと思う。もちろんそれ以外もあるが、そのあたりで周辺の歩行者、自転車、自動車を含めて、問題がないか常時点検するというような姿勢を持ちなさいということである。来客の車両を回して通す計画になっているので、店舗敷地四辺にかかる道路について、問題がないか常時点検する姿勢が必要である。

【議長】 問題が生じたら、ということによいか。また附帯意見としてつけるかたちによいか。正式な法的な拘束力のある意見としての方がよろしいのか。委員の意見としては、附帯意見として文章化して事業者には提示しておくということによいか。

【委員】 一案であるので、各委員の意見も聞いて欲しい。

【委員】 騒音については、この案件は夜間営業はないので、騒音の予測結果は基準値をいずれも下回る結果になっている。昼間の等価騒音レベルが基準を超えるような案件というのではないので、騒音の面では普通のものであり、特段これだから問題というものではない。

【議長】 この夜間騒音の予測結果、A、B、Eの各地点でゼロとなっているが、この夜間はそもそも営業しない、車両等の出入りがないということによいか。

【委員】 出入りがないためである。夜間の音源としてはキュービクルという機械があるので、それは音を出す、予測地点では数値が出るようなレベルにならないため、ゼロという数値が示されていると思う。

【委員】 東側の敷地と西側の敷地と分けて見ることができ、西側は開発行為に当たらないと推測するが、東側だけ開発許可をとっていたということか。

【事務局】 今回の店舗面積は5,005㎡であり、越谷市に確認したところ、本来は第二種住居地域にしか建てられない。この敷地のような二つの用途地域にまたがる場合は、第二種住居地域の面積が過半になる場合、第一種中高層住居専用地域にまたがって建てるのが可能になるとのこと。

【委員】 敷地面積3,000㎡以上は開発許可をとらなければならないが、それには該当しているのか。

【事務局】 都計法第29条第1項1号の500㎡以上の区画形質の変更があるということで許可を取っていることを確認している。

【委員】 駐車場なので開発には当たらないということで、西側は開発許可を受けてないのだろう。一体の開発許可にすると、もっと緑地をとらないといけない。緑地をあんまり取りたくないからそういう分け方をしたのかと最初は思ったが、今の説明では第二種住居を過半にするためにこういう敷地の取り方をしているということなのか。

【事務局】 第一種中高層住居専用地域は、500㎡までの建物が建てられるが、第二種住居地域ですと10,000㎡まで建てられる。今回、店舗面積は5,005㎡ですので、第二種住居地域の方が過半になるようなかたちに調整すれば、両方の地域にまたがって建てるのが可能になる。

【委員】 理解した。これまでも隔地駐車場として駐車場がなかなか取りづらい場合に、離れて駐車場をとるということはありえたので、そのときに例えば、一般的な開発許可は、そこも含めた開発許可より緑化率が少ないというようなことになってしまったかたないみたいなどころがある。しかし、実質一体の開発なので、緑地をもうちょっと取るなど配慮があってもよい。

【事務局】 設置者に確認したところ、隔地駐車場はオープン時、繁忙期は使用するが、それ以外は使用しないと確認している。家電量販店なので、平日は、あまり混まないだろうと予測してとのこと。休日などの繁忙期にお店の敷地内駐車場で対応しきれない場合は、隔地駐車場の方

で対応するということである。

【議長】 駐車場は緑地ゼロになっている様子だが規制上は、特段、これは、分けてわけてしまったことによって、違法だということにはならないという理解でよいか。

【委員】 開発行為であれば開発の許可を得るために開発許可基準の中で一定の緑地率を取らないと許可がおりない。でも、この駐車場部分の敷地は開発行為に当たらないというか、駐車場は建物ではないので、開発行為に当たらないので、そういう基準がない。本来なら全部の敷地に対して何%というとり方をするので、面積を一体の開発としてこの中で緑地をとるべきではないか。

【議長】 客観的、外形的に確かに一体としての開発となると、塀で区切ったとしても、緑地率の計算に関しては一体の開発として緑地を確保される方が良いのではないか。できるのであれば、緑地を今少し増やすことが望ましい。というような意見だが、それを書面化するか。正式意見、書面意見、口頭意見、三段階ある。

【委員】 交通のところで書面意見だったので、同様でよいと考える。

【委員】 交通についてだが、生活道路で、出ていくところが3番目のところのすぐそばに公園がある。県道を中心に誘導する計画ではあるが、現実的にはこの4面がすべて関係する。特に公園には子供たちが来ると思う。予定通り左折して帰るかという、常に周辺道路が渋滞している順天堂病院の例をみると、多くの方が裏道を通っていき、必ず朝夕渋滞をして長蛇の列になっていることを考えると、脇道に行く流れが生じるのではないかと強く懸念する。通学路もあり、これだけ住宅地の中に入っていくわけなので、信号機の設置ももちろんだが、一定の期間、このお店がオープンをして駐車場が予定通り想定通りに使われていくような流れがつくまでは、事故を避けるためには看板だけでは不十分、監視する人を配置すべきと考える。

【委員】 開店後、非常にたくさんお客さんが来る。この辺りは学生も多く、若い方をはじめいろいろな方たちがいらっしやると思う。そうすると、流れができていないうちは、看板設置していても注視するひとは多く

ないと思われるので、誘導が必須かと考える。現在、応用技術株式会社が住民に対する窓口となっているという回答であるが、窓口は一本化して地域の方が連絡をしたら、それが迅速に反映されるような形で連携体制をとってもらわないと生活をしている人たちの安心と安全は守れない。

【議 長】 今のお話をまとめると、まず交通に関しては県道等の渋滞回避のための車両が生活道路に進入する可能性が高い。周辺住民の安全のために開店後しばらく落ち着くまでの間は誘導員の設置が望ましい。看板では不足である。さらに苦情の窓口は一本化させる。意見の形式としてはどうするか。

【委 員】 口頭意見では不足と考える。

【議 長】 正式の場合には事業者側に義務を課すので2か月間、事業者の事業活動を制限するというかたちになっている。事業者が改善できるかということになると、オープンまでの間に改善するということでは、緑地のほうが改善の可能性はあるだろう。オープン後の様子を見て生活道路への進入が多いのかとか、危険が生じるのかというのは、オープン後の問題との整理になるだろう。オープンまでの間に事業者が何か頑張っって進入を回避させよということを見ると、例えば、出入口は県道のみでせよ、とか現時点で計画を変更する内容である必要があると考える。

【委 員】 状況を見て監視員を立てるのではなくて、状況に関わらず監視員を立てるという体制をとってくれることは意見として言えないか。

【議 長】 周辺住民の安全確保のために、開店後落ち着くまでしばらくの間は誘導員を設置されたい。状況を見てということを入れなくて、文書の附帯意見という形でよろしいか。

【議 長】 委員のご意見、特に交通のご意見をいただきたい。

【委 員】 どういうレベルの意見にするかということで、私も考えていたが、2か月間検討させて、それでやらせるのはいかがなものか。むしろやるべきはきちんと開店を迎える準備をして、その後、継続的に、あま

り積極的に地域に関わろうとする姿勢が見えないのは問題と  
思っている、そういう姿勢ではない方向で継続的にやっ  
てもらうのが一番いいのではないかと思う。そういう  
わけで、先ほどの書面の意見の3つのうちの2番  
目を申し上げた。

【委員】 住民の方からの意見に対する回答の中で、  
オープンにあたって地元警察と協議する、当然自治会も  
入るだろうという話だが、そういった姿勢が強く感  
じられないので、そのことを指導できないか。もう少  
し地域住民の方とうまくやってほしいという趣旨である。

【議長】 先ほどの窓口の一本化の中に、たとえば地  
域住民からの苦情等に対し窓口を一本化し誠意をも  
って対応されたい、という趣旨ではいかがか。これは  
暫定案で、また皆様にメールで原案をお送りし、適  
宜修正等いただきたいので、周辺住民への配慮、自  
治体への配慮、また窓口の一本化という形で、誠意  
ある対応を希望することを附帯意見として書面で  
お伝えするという、いかがか。

【委員】 新聞の折り込みチラシに関する意見につ  
いて、たとえば、折り込みチラシで不十分であるとい  
うことであれば、ポスティングしてもらうとか方法  
はあると思う。それについて要綱の内容、あるいは指  
導はどういうふうにされているのか。

【議長】 県の要綱を読み上げてほしい。

【事務局】 広告の方法については、時事に関する事  
項を掲載する3紙以上の日刊新聞への折り込みチ  
ラシ、ポスティング（業者委託による全戸配布の  
方法、または県が適切と認める方法とする）となっ  
ている。

【議長】 折り込みチラシでなくてはいけないとは  
書いていないわけで、全戸ポスティングによる全  
戸配布、これも並列的に、その他県が相当と認め  
る方法でよいのか。

【事務局】 そのとおりである。一般的には新聞へ  
の折り込みチラシによることが多い。

【議長】 それでは不十分だという住民意見があ  
る以上は、それも誠意をも

って対応されたいということになるのか。

【委員】 意見があれば、ポスティングしてもいいのではないか。

【事務局】 大規模小売店舗立地法では、設置者に過大な負担をかけるようなことはしてはいけなさとされており、そういう意味では必要にして十分な広告手段として、新聞広告を認めている。交通についても他店舗の運用や近隣の類似の店舗の運用、そういったものに照らし合わせて、著しく対応が劣っているということになれば、それ以上を求めるのは過大な負担になる可能性がある。緑地については開発許可を得ており、県の緑地の条例に適合しているのであれば立地法の立場からそれ以上言うのは設置者に対する過大な負担を強いることになる可能性がある。そういったことも考えられるので、ご検討いただきたい。

【議長】 緑地については、実質一体として見えるという点が問題だと考えているので、決してこれが純粋な隔地駐車場ではなくて、もっとひどく失礼な言い方をすれば、潜脱するために分けたのではないか、塀を張ったのではないかというふうにも思われるような事案なので特に配慮を要請することが望ましいのではないかという意見をいただいたと思っている。出入口をもう少し別のところに付け替えるとか、建物の形態を変えるとかそういった制限ではなく、全体的なところからみれば、付随的なところと考えている。さらに申し上げれば正式な意見という形ではなくて、あくまでも県からの審議会としての附帯意見という形で、一段落としてあるので、それを受け取った事業者の側が、これは自分の事業計画にはあわないということならば、それは事業者のご判断ということになるだろう。拘束力がないものであり、後は事業者が各々の事業活動と照らし合わせて、例えば緑地についてこのようなご意見があったから一つくらいは駐車スペースをつぶしてみるかと、そういったくらいにお考えになるか、そうはいつでもこれは適法なのだから今まで通りの計画とすると判断されるならば、それはそれで自由だと考える。何ら拘束を与えないという限度での附帯意見なので、お伝えした方が、県民の意見をお伝えするという意味では叶っているのかなと思っている。その意味でなるべく拘束力のある正式な意見は重大な問題以外は避けていきたいと考える。

【事務局】 基本的に他の規則、条例、法律に沿っている事項について、それ

以上求めるのは過大な負担となる可能性がある。

【議 長】 設置者は実際には適法なことをされている。ただ、適法であれば、何でも大丈夫なのかという問題をここで考えている。先ほどの交通の問題にしても、信号機のないところを右折してくる、入ってこさせるとか、ぐるりと回して出させるとか、そういった計画について、特段、違法かと言われたら違法ではない。しかし、周辺が住宅地なので、周辺環境への配慮を違法・適法のレベルではなくて、妥当性、適切かという、そのレベルの話としてお伝えしたい。拘束力はない、そういうレベルの話でしかない。

【委 員】 ポスティングはそんなに過大な負担ではないと思う。大学でも学祭で花火をあげるたびに周辺の皆様にご迷惑をかけるということで、学生たちはポスティングしており、それでも苦情をいただいて対応している。そういうことを考えると、やはりケーズデンキさんが今後の営業活動を円滑にやっていくときに地域の方のご協力・ご理解がないと、例えば、そこで最初のボタンの掛け違いでケーズデンキ出ていけなど立て看が並ぶと、なおさら営業活動には好ましくない影響がある。おそらくオープンされるときには地域にもポスティングされると思う。そのときにちょっと配慮なさればいいことであって、過大な負担ではなくやはり円滑に営業していただくうえでの配慮という意味もあると思う。

【議 長】 意見につきましては事業活動の制限ではなくて、むしろ円滑な営業活動に資するためものと考えてるので以下の点にご配慮頂きたいという趣旨の一言を入れるのもよいかもしれない。本件については、

- ・交通面につきまして近隣の安全に配慮せよ。
- ・渋滞回避のための誘導員の設置
- ・緑地面について、緑地率をもう少し考えていただきたい。
- ・苦情等の窓口を一本化し住民に誠意を対応する。

このような点を附帯意見として文章化して具体的な内容は皆様にご連絡し、適宜ご意見を修正頂きたい。

(全員了承)

●新設（5条1項） 仮称 ベルク熊谷銀座店

（事務局説明）

【委員】 熊谷駅近くで好立地、もともとニッポーモールの隔地駐車場だった場所で、よい場所である。来店のルートも妥当、出入り口を東側に置かないのも妥当なところ。弱点は扇形のカーブした道路での出入りであり、北側から来る車が見にくいだらう。出入り口に高木が立っていて、荷さばき車両が南の端の方で出入りする。大型車が出入りするのととりわけそうであるが、小高い。見通しが良いように配慮するようだが、左カーブで内側に曲がるという弱点を認識し、安全性への配慮を継続的に行うことが必要である。

駅前を通すので難しいルートである。駅前の交差点の混雑はあるかと思うが、これをもって何とかしろというものではないだろう。

出てくる方の車にとって見にくいだらう。視認性が懸念されるので継続的に配慮が必要。

【委員】 図面上の右側の駐車場に看板設置して注意を促すなどの方法もあるがいかがか。

【委員】 それはあまり好ましくないと考える。現場状況をもとに判断したい。継続的な注視、観察が必要である。

市道 109 号線の出入り口の位置が運転手に把握してもらえるよう開店後も継続的に配慮されたい。

【委員】 騒音の予測結果は説明の通り。昼間の等価騒音は基準を下回り、夜間の最大騒音は車両の走行によって敷地では基準を超えるが、相手方の敷地や保全対象の壁面で再評価すれば基準値に収まるケースである。

B地点はぎりぎりの印象を受ける。昼間の等価騒音の基準が55デシベルに対して54デシベルという値で、距離が近いことがその要因だろう。熊谷市からの騒音に関する意見に対して、適切な対応をとると回答しているので、それを信じるのが妥当な判断と考える。

【委員】 交通の関係で、カーブしているためカーブミラーを付けるなどの

案もあると思うがいかがか。

【委員】 道幅が広いのでカーブミラーの有効性はいかがかとも思う。見えるように低木にするとか、高木の下の方を刈るなど見通しに対する配慮もしているように見える。

人によってはうっかりすることもあり、そうした事態に繋がりやすい現場状況である。

【委員】 この先出入り口ありとか出庫車両ありとかの表示もよいかもわからない。

【委員】 109号線の安全の確保が課題となる。これについては口頭で伝えることでよいか。

【委員】 口頭でよいのではないか。

【議長】 出入り口の位置を運転手が認識されやすいよう継続的に配慮する旨、口頭でお伝えとことにしたい。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことでよろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項）（仮称）カインズホーム鶴ヶ島店資材館

（事務局説明）

【委員】 既存のカインズホーム鶴ヶ島店にはたくさんの来客がいる。この店舗新設により、大きな影響はないと判断していいのではないかと考える。

既存店の駐車場を活用する変則的な部分もあるが、入庫・出庫ともに問題があるとは言えない。

ただし、既存店側の駐車場から店舗への道路横断の際に、歩行者が信号交差点まで迂回するとは考えにくく、通過交通や既存店の出入口5の入出庫車との交錯等が心配であり、安全対策が必要なのではないと思う。

そこで、「市道1205号線を横断する歩行者の安全を確保するため、開店後の状況により、既存店の出入口5付近に横断歩道を設置する等の方策を、関係機関と相談されたい。」と口頭で設置者に伝えていただきたいと考える。

【議長】 市道1205号線の交通量は多いのか。

【委員】 それなりの交通量はある。特に心配なのは、既存店の出入口付近での来客車両と歩行者との交錯である。

【議長】 それでは、その旨は口頭で設置者に伝えることしたい。

【委員】 騒音に関しては、事務局の説明にもあったとおり、工業地域ということや、周辺の住居も離れているため、特に問題になることはないと思う。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないことでよろしいか。

（全員了承）

## (2) 変更

- 変更 (6条2項) カムイ熊谷原島店
- 変更 (6条2項) ベスタ本庄
- 変更 (6条2項) UNICUS川越
- 変更 (6条2項) カインズホーム鶴ヶ島店
- 変更 (6条2項) 矢作興産ビル
- 変更 (6条2項) コモディイイダ安行店
- 変更 (6条2項) 飯能シルクビル (サビア飯能)
- 変更 (6条2項) カインズホーム蓮田店

### (事務局説明)

【委員】 8番のUNICUS川越は荷さばき施設が増えている。荷さばき施設が増えているのに廃棄物保管施設の増加について記載がないが、問題はないのか。

【事務局】 立地法上、指針により廃棄物保管容量の計算方法が定められており、店舗面積により必要容量を算出することとされている。今回店舗面積の変更はないので、廃棄物保管施設の増加は必要ない。今回は荷さばきの利便性向上のための追加ということである。

【委員】 9番のカインズホーム鶴ヶ島店は店舗面積は同じであるが、廃棄物保管施設が減少している。それは問題ないのか。

【事務局】 同店舗において必要とされる廃棄物保管施設の容量は、店舗面積11,505㎡であるので69㎡である。減少していても指針上の必要容量は満たしている。

【委員】 12,13ページを見ると店舗面積が減るのではないか。

【事務局】 確かに、届出面積より減少となる。しかし法律上店舗面積の減少の届出は必要ないとされているため、今回の届出事項とはなっていないので、資料には記載していない。

【委員】 16,505㎡は、実態は14,000㎡台となるということでよいか。

【事務局】 その通りである。

新設のときは13ページの状況だった。その後、12ページの内容とする増床の変更の届出があったが、変更の工事がされないまま経過し、現況は13ページの状態となっている。

【委員】 廃棄物施設を増加する工事もしなかったのか。

【事務局】 廃棄物施設の増加もしてこなかった。

【委員】 廃棄物保管施設27㎡は実際はなかったということか。

【事務局】 そのとおりである。

【議長】 変更8件について県意見は付さないことでよろしいか。

(全員了承)

### 3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成26年11月11日

議 長 ( 三角委員 )

議事録署名委員 ( 梅崎委員 )

議事録署名委員 ( 佐谷委員 )